

農林水産大臣
林 芳 正 様

国の施策等に関する
提案・要望書

(平成26年4月)

鳥 取 県

日豪EPA交渉について

《提案・要望の内容》

○このたび、日豪間でEPA締結交渉の結果、豪州産牛肉の関税（現行38.5%）を段階的に削減し、冷凍牛肉は最終的に19.5%まで引き下げられるなど基本合意がなされたところ。

このたびの基本合意の結果は、県内の肥育農家、酪農家への影響が大いに懸念され、今後の経営継続に向けた不安の声が多数寄せられている。

今後、日豪EPAの締結にあたっては、国内農家への影響を慎重に検証するとともに、影響が無いよう肉用牛肥育経営安定対策事業の支援内容を拡充するなど、国において万全な対策を講じること。

<参考1>

日豪EPA締結交渉（4月7日）の要旨

- 牛肉は段階的に関税削減、一定量を超える場合はセーフガード発動
（冷蔵：38.5%→（18年目）23.5%、冷凍：38.5%→（15年目）19.5%）
- チーズは関税割当制度を導入
- 飼料用小麦は無税化
- 食糧用小麦、バター、脱脂粉乳、一般粗糖、精製糖の自由化は再協議
- コメは関税撤廃の対象から除外

<参考2>

肉用牛肥育経営安定対策事業

- 国3/4、生産者1/4の負担割合で積立金を造成し、肉用牛の枝肉価格が低落し所得が低下した場合に補てん金（所謂「赤字部分」の8割相当額）を交付するもの。
（※鳥取県は生産者負担部分の1/3を助成している。）

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉について

《提案・要望の内容》

- ＴＰＰ協定の締結については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。
- 今後とも交渉にあたっては、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化をはじめ必要な分野には適切な支援策を講ずること。

【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる対策】

- ① ＴＰＰの交渉にあたっては、米、畜産物など重要品目について、関税措置を継続すること。
- ② 高品質な農林水産物生産のための生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援（主に農業水利施設・米の乾燥調製施設・畜舎の整備、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続、高度衛生管理型の水産市場整備など）を強化すること。
- ③ 漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、ＴＰＰ協定において原則禁止とされる懸念がある。水産業を守る対策を講ずること。

<参考 1>

ＴＰＰ閣僚会合の（2月22～25日 シンガポール）の共同声明骨子

- 最終的な協定に向けた更なる躍進を遂げた
- いくつかの論点は残るが、包括的でバランスのとれた成果に向け、課題を解決するための道筋を付けた。
- 関税など市場アクセスの全分野で、野心的なパッケージ（協定全体）の完成に向けた作業を継続する。
- できる限り早期に結論を得るために必要な努力を続ける。

<参考 2>

ＴＰＰ交渉の関連日程

2013年12月	ＴＰＰ閣僚会合（12/7～10、シンガポール）で年内妥結を断念
2014年2月	ＴＰＰ閣僚会合（2/22～25、シンガポール）で大筋合意を先送り
4月	米大統領が訪日し（4/24～25）、安倍首相と会談
5月	APEC貿易相会合（5/17～18 中国・青島）
7月	G20貿易相会合（7/19、豪シドニー）
11月	米中間選挙（11/4）
〃	APEC首脳会議（11/10～11、中国・北京郊外）

<参考3>

T P P参加による鳥取県農林水産業への影響額試算

○国と同様の前提条件で試算

農産物	219億円 (△32.4%)
林産物 (合板等)	9億円
水産物 (属人)	18億円 (△11.3%)
合計	246億円 (△25.0%)

※ () 内は対県内生産額比

<参考4>

農業関連施策の制度確立

○米の所得補償交付金の県内主食用米作付け面積カバー率は9割を超え、全国平均を上回る取組状況。法人化や集落営農の推進、担い手育成にも一定の効果が見られた。

○飼料米等の新規需要米に対して、最大10.5万円/10aの交付金が交付されることで、耕種側も採算の合う安定生産がもたらされ、家畜飼料として定着。

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(通知)

○昭和57年4月5日付農林水産事務次官依命通知。

○トラクターやコンバイン、畜舎、漁船などは、汎用性があり、個別経営向になじみ、地域の普及度が高いなどの理由から補助対象外とされており、農林水産業者が必要とする機械施設の導入が困難となっている。

境漁港の高度衛生管理市場整備

○さかいみなと漁港市場活性化協議会が平成25年3月に作成した「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」では、「信頼される漁港・市場づくり (漁港・市場機能の強化)」、「活力がある漁港・市場づくり (集荷・販売力の強化)」、「親しまれる漁港、市場づくり (観光連携及び地域活性化の推進)」をビジョンの3つの柱と定め、これを踏まえ、平成25年度から、国直轄による高度衛生管理基本計画の策定に向けた調査を実施しており、本年3月に整備計画 (案) を取りまとめ。

《整備計画 (案)》

- ・漁業種類、魚種別の専用岸壁化 (かにかご、沖合底びき網、いか釣り、マグロ)
- ・専用岸壁化により不足するまき網のスケール売りの水揚岸壁の新設
- ・専用岸壁への車両進入禁止、人の出入り制限

《今後のスケジュール》

- ・本年度、高度衛生管理市場施設整備に付随する関連施設整備についてさらに検討を進める。

太平洋クロマグロ資源管理の取組について

《提案・要望の内容》

- クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、大中型まき網漁業だけでなく沿岸漁業を含め、国内全体でのより適正な資源管理措置を検討すること。
- 併せて、資源管理措置を実効あるものとするため、多くの未成魚を漁獲するメキシコや韓国等に対し、未成魚の漁獲抑制をするよう強く働きかけること。

<参考>

- ・国は未成魚を保護し親魚資源を10年以内に中位水準に回復させるため、2015年以降の未成魚漁獲量を2002-2004年平均レベルから半減する方向性を示しているが、大中型まき網漁業者からは資源管理の必要性は理解できるが、未成魚漁獲量の半減は影響が大きすぎ、漁業経営が継続できないとの声。また、荷受業者や仲買業者等の市場・流通関係者からは地域経済への影響を心配する声もある。
- ・また、メキシコ、韓国等は、多くの未成魚を漁獲しており、日本国内におけるクロマグロ流通量減少に伴って需要が高まり、日本への輸出量が急増することも懸念される。

※太平洋クロマグロ国別漁獲量（2012年）

単位：トン

	日本	韓国	台湾	メキシコ	米国	その他	合計
未成魚	3,815	1,406	0	5,280	516	0	11,017
成魚	2,468	16	213	1,388	144	24	4,253
合計	6,283	1,422	213	6,668	660	24	15,270

青年就農給付金の制度拡充について

《提案・要望の内容》

○新規就農者の育成・確保、定着支援対策を強化するため、青年就農給付金について、以下のとおり制度の拡充、要件緩和を行うこと。

【準備型】

- 青年就農給付金（準備型）について、先進農家等で研修する際に、受入農家の負担が非常に大きいことから、研修体制を強化するためにも受入農家への研修手当を支給するなど、制度の拡充を図ること。
- また、今回、研修終了後に親元就農する者も支援対象となったが、5年以内に経営継承しなければならないなど要件が厳しく、支援対象が一部に限定されることから要件の見直しを図ること。

【経営開始型】

- 今回、農地要件について親族からの貸借が主であっても対象とされることとなったが、5年間の給付期間中に、その農地を所有権移転しない場合は全額返還という要件が付されており、支援対象が一部に限定されることから要件の見直しを図ること。

【準備型】

※青年就農給付金（準備型）について、本県においてもH26年度から研修機関として先進農家を位置づけるよう検討している。

※一方、先進農家を研修機関とすると研修計画や研修状況報告書作成への関与、研修実施状況確認時の面談及び指導への協力など、事業を実施する上で受入農家の負担が過大。

※農家での実践的な研修は新規就農者の育成に有効な手法であり、当県でも今後、受入体制を強化していきたいと考えているが、受入農家への研修手当等の支給を行うなど制度の拡充をお願いしたい。

※親元就農者が準備型の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承するか又農業法人の共同経営者にならない場合は全額返還となっている。

※例えば、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合、その親等は現役世代が中心であり、速やかな（5年以内の）経営の継承は非現実的であり支援を受けられない。

【経営開始型】

※親からの経営継承や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象とされているが、農地要件について「親族からの貸借が主であっても対象とするが、その場合5年間の給付期間中に親族から貸借している農地を所有権移転しない場合は全額返還」という要件が付され、相続問題等が絡み受給が困難な事例がある。

【参考：県独自の支援措置等】

- 鳥取県はH25年度まで、青年就農給付金（準備型）について先進農家を研修機関として位置づけてこなかったが、今後、新規就農者の育成強化を図るため、対象とする方向で検討。
- 先進農家での新規就農者の実践研修を行う県単独事業（鳥取へI J Uアグリスタート研修事業）では受入農家への支援措置を講じている。
 - ・支援額：40,000円／月
- また、農家後継者が親の経営に参画する場合に、親元で農業技術の習得のために行う就農研修を支援する県単事業「親元就農促進支援交付金」をH26年度創設。
 - ・支援額：100,000円／月（県2／3、市町村1／3） 最大2年間
 - ・交付対象者：55歳未満の後継者に研修を行う認定農業者等の農業経営主